

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー2-28：情報—医療における秘密保持とその諸限界

翻訳 大北全俊

Xは国立医療サービス（the State Health Service）で研修外科医（assistant surgeon）として働いていた。

Xは中央政府 the National Government に指示されて、Yが先進治療を受けるべく国立病院 the State Hospital に同行した。Yは、暫定的ではあるが大動脈瘤と診断された状態に苦しんでいた。Yは1995年の5月31日に手術をするよう日程が調整されていたが、輸血用の血液の不足のため手術はキャンセルされた。

1995年の6月1日、XとYの運転手はYの手術のために血液を提供するよう求められた。彼らの血液サンプルが採取され、検査された。その結果、XはHIV陽性であることがわかった。その時点では、Xは感染していることに気付いてはいなかった。

1995年の8月、XはAに結婚を申し込んだ。彼のプロポーズは受け入れられ、結婚式の日取りは1995年の12月に決まった。しかし、病院がAの家族にXがHIV陽性であるという情報を提供すると、その結婚の取り決めは解消された。

結婚の準備が整えられていたにも関わらずその後解消されたため、Xの家族や彼のコミュニティの人たちなどの中にはXの病気に気付く人もいた。その結果、Xは厳しい批判をうけ、コミュニティから排斥され、立ち去ることを余儀なくされた。

病院はXがHIV陽性であることをAの家族に情報提供するべきだったのだろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えら得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

NO 病院には、プライバシーに関わる人権を守るために、基本原則として秘密保持を守る義務がある。XがHIV陽性であるということを開示することはその義務に違反することで

ある。

YES 秘密保持は医師-患者関係において基本的な責務であるが、それは絶対的な責務ではない。この責務についての例外の一つとして、秘密を保持すべき情報の開示が A のような無垢な人々を「保護」することとなり、このような恐ろしい疾病に人々をさらさないようにするという場合がある。

NO 秘密を保持すべき医療情報を開示する場合、全体としての医療の専門職性（**medical profession**）がこのような医師-患者関係の侵害によって害されるかもしれない。この痛手は、A に生じるいかなる利益よりも甚大である。

本ケースについてのノート

判決

この事例はその国の最高裁判所で審議された。X は、医療倫理の標準によれば秘密保持すべき情報を違法に開示され、それゆえ病院は被った損害に対して責任があるとして、病院に対して損害賠償を訴えた。

最高裁判所は、医師-患者関係においてもっとも重要な側面は秘密保持を維持するという医師の義務であると結論をだした。医師は、治療の過程で集められた患者に関するいかなる情報も誰にも開示することは出来ないし、治療様式（**mode**）や医師によって患者に与えられたアドバイスも開示できない。しかしながら、秘密保持に関する一般的な規則は絶対的ではない。それは以下のような開示を許容する例外を内包する。それは、患者の同意を伴う場合や患者の最善の利益にかなう場合、裁判所の命令や他の法的な強制力を持つ義務に服従している場合、そして公共の利益に鑑みて開示が求められるといったごく限られた状況の場合である。

X が HIV 陽性であると判明していることを考慮すると、このことに関する情報を開示することは、X が結婚しようとしていた A を保護するが故に、秘密保持を維持する責務も、また X のプライバシーに関する権利のいずれをも侵害してはいないだろう。さもなければ、もし結婚が執り行われ性交渉も行われたなら、A もまた恐るべき病に感染しただろう。

ディスカッション 医療上の秘密保持とその諸限界

医療上の秘密保持の責務が意味することは、医師は患者の病状に関するすべての情報を秘

密保持すべきものとして保護しなければならないということである。この責務は、医師と患者の関係の根幹をなすものであり、ヒポクラテスの時代から存在してきた。これこそが、医師と患者との間の信頼と信用を一それなしには適切な治療が提供されえないところの信頼と信用を一生み出すものである。この責務は、ユネスコ生命倫理と人権に関する世界宣言の9条に以下のように定義されている。

関係する個人のプライバシー及び個人情報に関する秘密は尊重されるべきである。そのような情報は、国際法、特に国際人権法に適合して、最大限可能な限り、その情報が集められ、同意を得た目的以外に使用され又は開示されるべきでない。

さらに、医療上の秘密保持に関する権利は絶対的なものではなく、他の権利と衝突する場合には撤回される可能性がある。例えば、患者自身が秘密保持を放棄する権利を持っており、患者が選択した人に病状に関する情報を暴露する場合である。また、(様々な国の)国内法が特定の事例ではこの権利を制限している場合もある(例えば、誰か運転することが叶わない人がおり、医師がその事実をその国の交通を管轄する機関に通報するよう求められる場合や、ニュージーランドのように性的パートナーは相手が HIV 陽性であるか否か知る権利を持つといった場合などである)。

このような情報の非開示が第三者を害する可能性がある場合、関係者全員の諸権利が考量されなければならない。脅威とされるものの深刻さや切迫性が考慮されなければならない。脅威が深刻なものではあるが切迫したものではない場合、あるいは切迫はしているが深刻なものではない場合、医師によって促された患者の自発的な開示 (**voluntary disclosure by the doctor**) が適切であるだろう。もしその脅威が深刻かつ切迫している場合は、影響を被る関係者への非自発的な開示が適切であるだろう。

患者の HIV 陽性という状態は、深刻かつ切迫した脅威を患者の性的パートナーの健康にもたらすものとみなされる。自発的な開示が望ましいが、そうなることを保証するものとして、患者とそのパートナーが共同して相談すること **joint consultation** が求められる。もちろん、これは患者が性的接触の同定に関して偽りが無い場合にのみ有益である。

事例を調べ(第三者に情報を開示すべきか否かという)決定を下す委員会を通じてこのような問題を解決する国もあり、医師は自分の国の状況を周知しておくことが重要であるということに留意しておきたい。